

案内

戦没者遺骨のDNA鑑定の申請を開始します

● 身元不明の戦没者遺骨を遺族のもとへ

厚生労働省では、身元の特定されていない戦没者遺骨をDNA鑑定によりご遺族のもとへ返還する事業を行っています。

● 実施地域／硫黄島、インド、インドネシア、沖縄、樺太、旧ソ連等（旧ソ連・モンゴル）、タイ、中部太平洋地域（ウエーク島・ギルバート諸島・ツバル・トラック諸島・パラオ諸島・マーシャル諸島・マリアナ諸島・メレヨン島）、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー

● 申請者／戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、甥姪など

● 申請方法／「DNA鑑定申請書」に必要な事項を記載し、メール、ファクス、郵送のいずれかの方法で提出してください。申請書は電話で請求または厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）からダウンロードしてください。

● 電子メール
dnakantei@mhlw.go.jp

・ フォックス
03・3595・2229

・ 郵送
〒100・8916
東京都千代田区霞が関1・2・2
厚生労働省 社会・援護局事業課

● DNA鑑定担当
DNA鑑定担当

● DNA鑑定の流れ

1. DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットを送付します。

2. 検体提供者ご自身が検体を採取（専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの）し、検体と同意書を厚生労働省へ郵送してください。

3. 提供した検体を厚生労働省から鑑定機関に渡し、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。

● 費用／DNA鑑定料は国が全額負担します。

※申請書提出、検体採取キットおよび同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

問 厚生労働省 社会・援護局事業課
☎03・3595・2219

史跡保存活用計画の意見募集（パブリックコメント）

「国指定史跡 湯浅党城館跡保存活用計画」の策定にあたり、策定委員会を設置し、検討を重ねながら素案としてまとめました。つきましては、町ホームページまたは次の場所では、皆さまの意見を募集します。

● 場所／住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局 住民福祉室・地域交流センター（ALEC）

● 期間／11月7日（月）～11月30日（水）

※開庁日時・開館日時に伴う。

問 社会教育課（金屋庁舎）

|| 広報ありだがわがアプリで読める！



広報ありだがわと町議会広報かわら版をアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。発行日にはプッシュ通知でお知らせします。